

## 2022（令和4）年度 特定保健用食品部 技術部会の活動について考えること

特定保健用食品技術部会 部会長 株式会社明治 川手 雄二

特定保健用食品（以下、トクホ）は、国が安全性・有効性を審査し、表示を許可する制度として、導入から30年が経過しました。当該技術部会も、時に行政と協働し、時に議論を戦わせながら、活動してまいりました。

令和3年度の主な成果としましては、申請時に参考資料として審査事例や許可後の手続きに関する運用改善点をまとめ、消費者庁及び消費者委員会に提示し、トクホ通知改正（予定）や審査上の課題提起をすることができました。

また、疾病リスク低減特保申請に係る特保通知では不明瞭な部分を抽出・検討し、「疾病リスク低減表示特保申請ガイダンス」を作成しました。さらに、トクホ活用促進のための関係省庁等の意見聴取や普及方法の検討を行いました。

今、消費者庁はトクホ制度、さらには保健機能食品制度全体の見直しを進めようとしています。また、1月28日開催の第363回消費者委員会本会議では、消費者庁の説明に対して、消費者委員会から見直し内容が少なすぎて期待外れである的な意見が出るなど、行政間で温度差も見られています。

そのため、2022（令和4）年度の技術部会の活動は、トクホ制度の拡大・拡充を行政と協働・議論しながら進め、必要があれば保健機能食品制度全体の見直しも視野に活動してまいります。

特定保健用食品部の会員事業者におかれましては、技術部会での発言機会や情報収集を通して、（進化した）トクホ制度、さらには保健機能食品制度をご活用いただける一助になるものと考えています。対応すべき課題も多く、積極的な参加をご検討いただければ幸いです。

## 令和4年度活動（案）

令和4年度の活動で考えられることは下記のとおりです。

### WG1：事業者が利用しやすい制度運用の確保（現行制度での運用改善、行政当局への提案・協働）

#### テーマA：消費者庁との取り組み ～負担軽減に向けて～

現行トクホ制度における主に実務的な課題を改善するため、行政当局に提案・協働し、課題解決を図る。本制度は、変更届等のメンテナンスの負担も大きいことから、申請から許可取得後まで事業者・行政当局双方の負担軽減を図る。

#### テーマB：消費者委員会との取り組み ～審査の見える化に向けて～

トクホの申請書類は食品安全委員会／消費者委員会で審査されるので、対応の要点などを事前に明らかにしておくことが重要である。技術部会では、食品安全委員会が公表する安全性に関する評価書と議事録を調査研究し、解説書的な情報を発信してきた。一方、消費者委員会での有効性に関する審査は議事録の公表のみであるため、議事録の読み込みと解析を継続して実施している。消費者委員会に有効性に関する評価書の公表について要望するための検討・立案を行う。

### WG2：保健機能食品制度の中の位置づけの明確化（トクホ制度見直し検討に協働したとりまとめ、積極的な提案）

#### テーマA：疾病リスク低減表示トクホの拡大に向けて

これまで、疾病リスク低減表示の拡大を目指し、海外制度、申請ガイドダンス案、生活習慣病にフォーカスした表示の在り方、等の調査研究を実施してきた。一方、現状行政における拡大検討では、海外制度と比較して対象が狭く、国民の健康寿命延伸に大きく貢献できるものとなって

いない。そのため、これまでの調査研究を継続するとともに、現在、協会が実施している「疾病リスク低減トクホ申請支援」と歩調を合わせ、これまで成果を行政での制度見直し検討に提案等を行っていききたい。

テーマB：トクホのわかりやすい表示に向けて

トクホ制度見直しを検討するには、保健機能食品制度全般を考える必要がある。消費者の理解度向上が進まない中、行政における消費者教育の必要性と事業者との協働、消費者への情報提供や表示文言の在り方検討、健康食品産業協議会の各分科会や健康食品懇話会などとのコミュニケーション、等を通して、わかりやすい表示を軸に保健機能食品制度全般を検討する。

**WG3：トクホ活用の促進に向けた取組み（行政や保健関連団体を巻き込んだトクホ活用の仕組みづくりと普及啓発）**

テーマA：特定健診・保健指導でのトクホ利用に向けて

ヘルスリテラシーという観点も視野に、特定健診・保健指導でのトクホ活用など、行政等の健康施策と連携したトクホ活用の仕組みづくりを目指す。厚生労働省、消費者庁、地方自治体、医師会や栄養士会等職域団体とのコミュニケーションを密にし、具体策の検討推進を行う。情報冊子「トクホごあんない」を目的に応じた見直しやリーフレット等への展開・活用を行う。

テーマB：産官学民を巻き込んださらなるトクホ拡大に向けて

トクホの更なる普及啓発や利用促進のため、北海道食品機能性表示制度「ヘルシーDo」や四国健康支援食品制度「ヘルシー・フォー®」、学会や大学等がリコメンドする仕組み、民間の医師推奨サービス、等との協働といった、これまでにない新たな可能性を検討・提案する。

以上